

平成 27 年 8 月 20 日

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目 1 番 7 号
アウンコンサルティング株式会社
代表取締役 信太 明

「第 17 期定時株主総会招集のご通知」の一部訂正について

同封いたしております「第 17 期定時株主総会招集のご通知」の記載に一部誤りがございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【修正箇所】（修正の箇所には下線を付して記載しております）

31 頁 【第 5 号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

（訂正前）

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第 361 条第 1 項及び第 2 項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額 1 億 6,800 万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）であります。第 1 号議案「定款一部変更の件」及び第 2 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件」の効力が生じますと、取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）となる予定です。

本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

（訂正後）

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第 361 条第 1 項及び第 2 項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額 1 億 6,800 万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます（社外取締役も同様。）。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたと存じます。

現在の取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）であります。第 1 号議案「定款一部変更の件」及び第 2 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件」の効力が生じますと、取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）となる予定です。

本議案は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上